

変更届提出書類一覧（介護予防）認知症対応型通所介護

	事業者 (運営法人)			事業所			人 員				営業日・営業時間 サービス提供時間	利用料金	専用区画	利用定員	通常の実施地域	
	名称・所在地	代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	電話番号・FAX番号 メールアドレス	(住所含む) 管理者に関する変更	生活相談員の変更※1	介護職員・看護職員の変更※1	機能訓練指導員の変更※1						
事前提出資料	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要						要	要	要	要	要	
	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			○	○						○	○				
	料金算出根拠資料										○					
	事業所（施設）の平面図（参考様式2） ※専用区画変更の場合は変更前も添付				○								○	○		
提出資料	変更届出書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	申請書付表				○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し（法人が所有する場合） 賃貸借契約書の写し（賃貸借契約による場合）				○											
	直近の登記事項証明書の写し			○	○											
	勤務一覧表（変更日から4週間分）（参考様式1）							○※6	○	○	○	○			○	
	認知症対応型サービス事業開設者研修 修了証の写し※2				○											
	生活相談員として認められる資格証の写し※2※3								○							
	看護師・准看護師資格証の写し※2									○						
	機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4										○					
	運営規程及び新旧対照表			△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○		○
重要事項説明書及び新旧対照表			△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○		○	○
その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※5			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

○・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

※1 6月特例措置あり

※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。

※3 ①～⑥のいずれかの資格証（又は終了証）の写し ※新たに就任する方のみ提出

- ①社会福祉主事任用資格
- ②社会福祉士
- ③精神保健福祉士
- ④介護福祉士
- ⑤介護支援専門員
- ⑥保育士

※4 ①～②のいずれかの資格証（又は終了証）の写し ※新たに就任する方のみ提出

①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格

②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付

※5 該当事業者へ個別に案内します。

※6 管理者の住所変更の場合、提出不要です。